及び「、渡辺支店」を削る。

この規則は、令和元年六月十日から施行する。

和三十九年福島県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

別表第二福島さくら農業協同組合の項中「、内郷支店」、

「、玉川支店、

鹿島支店」

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

目 次

### 則

○指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲 告 を定める規則の一部を改正する規則

### 公

○保安林の指定施業要件を変更する件 ○県営土地改良事業計画を定めた件二件 ○計量器の定期検査を実施する件

○落札者を決定した件

島

○随意契約の相手方を決定した件

룻 풋 퍝

○土地改良区の役員が退任した旨届出があった件 福島県教育委員会

# ○福島県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則 福島県公安委員会

○福島県道路交通規則の一部を改正する規則

呵

規

則

部を改正する規則をここに公布する。 指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の

福島県知事

内 堀 雅 雄 令和元年五月二十八日

福島県規則第四号

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則 る規則の一部を改正する規則 指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定め

昭

## 福島県告示第二十九号

告

示

(出納総務課)

検査を次のとおり実施する。 計量法(平成四年法律第五十一 号)第十九条第一項の規定により、 特定計量器の定期

令和元年五月二十八日

亖

岐村南会津郡檜枝	検査区域	計量法第二十
一号又は第二号ご掲げ、第三二九号)第五条第施行令(平成五年政令非自動はかり(計量法	対象となる特定計量器	- 条第二項の規定により、
午後四時まで 午後四時まで 午後四時まで	検査の期日及び時間	福島県知事で、知事が指定した場所で
案内所 尾瀬檜枝岐山旅	検査場所	で実施する検査 雅 雄

	町郡南会津		同郡只見町	岐村 南会津郡檜枝	検査区域
			り、分銅及びおもり、分銅及びおもり	一号又は第二号こ曷げ第三二九号)第五条第施行令(平成五年政令非自動はかり(計量法	対象となる特定計量器
午前一二時まで 午前九時三〇分から	午後四時まで午後三時から	午後二時まで午後一時から	七月三日 午前九時三〇分から 年前一一時三〇分から	午後四時まで 午後四時まで 午後四時まで	検査の期日及び時間
合支所	館南会津町伊南会	センター	厅舎	案内所 尾瀨檜枝岐山旅	検査場所

所名島県計量検定	七月一九日から八月一 七月一九日から八月一 大日まで(火曜日、木 大日まで(火曜日、木 下前九時から 午前九時から 午前一一時三〇分ま で 年後一時から	右の特定計量器で、右の検査を受けなかった	村右に掲げる町
ンター下郷ふれあいセ	午前一二時まで午前九時三〇分から七月一八日		司郡下郷町
交流館	午後四時まで 午後一時から 午後一時から 午後一時から 十後一時まで		
館南会津町舘岩会	午後四時まで午後二時から七月一六日		

定する検査場所で実施する検査 特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項に規

町 見町及び同郡南会津 郡檜枝岐村、同郡只 南会津郡下郷町、同	検査区域
非自動はかり、分銅及びおもり	対象となる特定計量器
日及び祝日を除く。)○日まで(土曜日、日曜一○月一日から一二月二	検査の期日

(計量検定所)

### 福島県告示第三十号

土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条第一項の規定により、

地見

城地区に係る県営農山村地域復興基盤総合整備事業(農地整備事業(経営体育成型)) で行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供

令和元年五月二十八日

福島県知事

内

堀

雅

雄

縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

縦覧の期間

令和元年五月二十九日から 年六月十七日まで (二十日間)

縦覧の場所同年六月

(農村計画課)

## !島県告示第三十一号

17うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供す 心区に係る県営農山村地域復興基盤総合整備事業(農地整備事業(経営体育成型))を 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条第一項の規定により、

令和元年五月二十八日

縦覧に供する書類

福島県知事

内

堀 雅

雄

土地改良事業計画書の写し

縦覧の期間

令和元年五月二十九日から 年六月十七日まで (二十日間

三 縦覧の場所年六日

田村市役所

(農村計画課)

次

# 福島県告示第三十二号

のように保安林の指定施業要件を変更する。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号) 第三十三条の二第一項の規定により、

令和元年五月二十八日

福島県知事

内 堀 雅 雄

字境ケ沢甲三〇八二の一、甲三〇八二の三から甲三〇八二の一〇まで、甲三〇八二の甲三〇八二の五、甲三〇八二の二六から甲三〇八二の二九まで、甲三〇八二の三四、耶麻郡西会津町群岡字惣蔵沢甲三〇八二の一、甲三〇八二の二、甲三〇八二の四、指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 甲三〇八二の

第7号

甲三〇八二の五甲三〇八二の五甲三〇八二の五四、甲三〇八二の五 保安林として指定された目的 三四から甲三○八二の一三六まで、甲三七九五のロ□○八二の九○、甲三○八二の一一四から甲三○八二の八二、甲三○八二の三八二の一一四から甲三○八二の八二、甲三○八二の四一、甲三○八二の三八、甲三○八二の四一、甲三○八二の二から甲三○八二の二つまで、甲三○八二の二九、甲三○八二の三〇、甲三○八二の四十から甲三○八二の一つまで、甲三○八二の二九、甲三○八二の三〇、甲三○八二 の四一、甲三〇八二の四八二の三〇、甲三〇八二の三〇、甲三〇八二

変更後の指定施業要件 頭の危険の防止

準伐期齢以上のものとする。 立木の伐採の方法 主伐として伐採をすることができる立木は、 主伐は、択伐による。

西会津町森林整備計画で定める標

間伐に係る森林は、 次のとおりとする。

全課及び西会津町役場に備え置いて縦覧に供する。 「次のとおり」は、 立木の伐採の限度 次のとおりとする Ĺ その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保

(森林保全課

### 公告第29号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける県庁舎等清掃業務の委託につい て、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続 の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び福 島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。 令和元年5月28日

公

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 落札に係る特定役務の名称及び数量 県庁舎等清掃業務 一式

契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地 福島県総務部文書管財総室施設管理課 福島県福島市杉妻町2番16号

3 落札者を決定した日 平成31年3月25日

落札者の氏名及び住所 キョウワプロテック株式会社 福島県福島市五月町3番20号

5 落札金額 71,940,000円

4

契約の相手方を決定した手続 6 一般競争入札

7 特例政令第6条の公告を行った日 平成31年2月12日

(施設管理課)

### 公告第30号

W T O に 基づく 政府 調達に 関する協定の適用を受ける平成31年度住民基本台帳ネット ワークシステムにおける県ネットワークの監視及び保守等に関する業務の委託について、 次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調 達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条 及び福島県財務規則 (昭和39年福島県規則第17号) 第274条の11第1項の規定により公告 する。

令和元年5月28日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 1 平成 31年度住民基本台帳ネットワークシステムにおける県ネットワークの監視及び 保守等に関する業務 式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地 福島県総務部市町村総室市町村行政課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 随意契約の相手方を決定した日 3 平成31年4月1日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所 4 地方公共団体情報システム機構 東京都千代田区一番町25番地
- 随意契約に係る契約金額 5 60,969,908円
- 契約の相手方を決定した手続 6 随意契約

2

校長は、前項の規定により時季指定を行つた場合には、

その旨を職員に通知しなければならない。

年次有給休暇時季指定

(変

第九号様式を次のように改める。 更)通知書(第九号様式)により、

随意契約とすることとした理由 7 特例政令第11条第1項第1号該当

(市町村行政課)

### 公告第三十一号

とおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十七項の規定により、

令和元年五月二十八日

福島県知事

内

堀 雅

雄

次の

会津宮川土地改良区 地改良区の名称

退任した役員

鈴木 氏名 恭二 河沼郡会津坂下町大字牛川字西村中三〇五九番

役別 理事

### 島 県教 育 委員

### 福 会

福島県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

福島県教育委員会

# 福島県教育委員会規則第

令和元年五月二十八日

福島県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

福島県立学校の管理運営に関する規則 部を次のように改正する。 (昭和四十六年福島県教育委員会規則第九号)

第二十三条の次に次の一条を加える

(技能労務職員の年次有給休暇)

第二十三条の二 前条第一項の規定により年次有給休暇を取得した場合においては、 七項の規定による年次有給休暇の時季指定を校長が行うものとする。 日数のうち五日について、 条に規定する職員をいう。以下同じ。)に対しては、当該職員の有する年次有給休暇 与及び勤務時間等に関する規則 八項の規定により取得した日数分を五日から控除するものとする。 年次有給休暇が十日以上与えられた技能労務職員 労働基準法 (昭和二十二年法律第四十九号) 第三十九条第 (昭和四十八年福島県教育委員会規則第二十号) (技能労務職員の 同法第三十九条第 ただし、職員が 第二

地

農村計画課

### 第9号様式 (第23条の2関係)

令和元年5月28日 火曜日

年次有給休暇時季指定(変更)通知書

年 月 日

印

様

福島県立学校長

あなたの有する年次有給休暇のうち 日について、下記のとおり時季を指定します。 (指定した時季を変更します。)

記

1 指定する(した)年次有給休暇の期間

 年
 月
 日

 から
 日間

 年
 月
 日

2 変更後の年次有給休暇の期間

 年 月 日 から

 年 月 日 まで

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 この通知書は、2部作成し、うち1部は校長が保管すること。
- 3 通知を受けた技能労務職員が、指定された時季に年次有給休暇を取得する際は、 福島県立学校の管理運営に関する規則第23条第1項の手続を要すること。
- 4 時季指定の対象は、技能労務職員のみであること。

県

報

高校教育課

福島県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年5月28日

福島県公安委員会委員長 森 岡 幸 江.

### 福島県公安委員会規則第1号

### 福島県道路交通規則の一部を改正する規則

福島県道路交通規則(昭和35年福島県公安委員会規則第14号)の一部を次のように改 正する。

第11条第2号中「運転操作の妨げとなるような服装をし、又は」を削る。

この規則は、令和元年6月1日から施行する。

(交通企画課)

リサイクル適性®